

[法8条の3第2項(公表)、第8条の4(閲覧用記録簿)]

## 令和5年度 一般廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却施設]

・処分した一般廃棄物の種類及び数量[規4条の5の2第1号イ、規4条の7第1号イ]

種類		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
(可燃ごみ) 一般廃棄物	1号炉	t/月	1,646	3,331	3,230	293	0	0	2,046	3,328	3,457	2,098	0	0	19,428
	2号炉	t/月	2,958	1,779	0	67	3,380	3,425	2,547	2,658	0	0	704	2,960	20,479
	3号炉	t/月	252	0	2,595	3,594	3,323	2,465	0	0	0	2,437	3,139	3,064	20,868
	合計	t/月	4,856	5,110	5,825	3,953	6,703	5,891	4,592	5,986	3,457	4,535	3,843	6,024	60,775

・燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)[規4条の5の2第1号ロ、規4条の7第1号ロ]

(固形燃料を受け入れる場合は別途記録すること)

項目	燃焼ガス温度、集塵器流入ガス温度、排ガス中一酸化炭素濃度、焼却炉内温度
測定位置	別紙1のとおり
測定結果が得られた日	連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設に取り揃えてあります。
測定結果	

・ばいじんの除去の実施状況[規4条の5の2第1号ハ、規4条の7第1号ハ]

	ばいじんの除去を行った日
冷却設備	稼動中毎日実施
排ガス処理設備	稼動中連続実施

・排ガスの分析結果(6月に1回以上又は1年に1回以上)[規4条の5の2第1号ニ、規4条の7第1号ニ]

採取月日	1号炉				2号炉					3号炉					基準値 <sup>※1</sup>
	4月28日	6月12日	11月2日	1月15日	4月27日	8月8日	8月8日	11月2日	3月5日	6月13日	6月13日	8月7日	1月16日	3月4日	
測定結果が得られた日	5月24日	6月30日	12月4日	2月6日	5月24日	9月7日	10月12日	12月4日	3月19日	7月4日	7月20日	9月7日	2月27日	3月19日	
ばいじん濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	0.0002	0.0004	0.0012	0.0006	0.0002	0.0002	-	0.0007	<0.00009	0.0002	-	0.0001	0.0007	0.0001	0.08
硫黄酸化物排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	<0.03	-	<0.03	-	-	<0.03	-	-	<0.03	<0.03	-	-	<0.04	-	約150
窒素酸化物濃度 (v/v ppm)	42	-	44	-	-	48	-	-	48	38	-	-	10	-	250
塩化水素濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	3	-	7	-	-	9	-	-	6	3	-	-	11	-	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.00000078	-	-	-	-	-	0.00084	-	-	-	0.00015	-	-	-	1

※1 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値